

西武園ゆうえんち「法人フリーパス」会員

利 用 規 約

反社会的勢力との絶縁

西武園ゆうえんちは、暴力団、暴力団関係企業・団体、その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます）に対して毅然とした対応を行い、これらの者の入場および施設利用を一切認めないと共に、反社会的勢力の活動を助長する行動は一切行いません。

西武園ゆうえんち

西武鉄道株式会社

西武レクリエーション株式会社

(総則)

第1条 本利用規約は、西武園ゆうえんち法人フリーパス（以下「法人フリーパス」といいます。）の利用について、西武鉄道株式会社および西武レクリエーション株式会社（以下、併せて「当社」といいます。）が定めたものです。

(目的)

第2条 本利用規約は、法人フリーパス会員（以下「会員」といいます。）への入会手続きや、会員の従業員・構成員・職員・加入者およびその家族（以下、併せて「構成員」といいます。）が西武園ゆうえんちおよび西武園ゆうえんち・プール（以下、併せて「当施設」といいます。）を利用する際の法人フリーパスの使用条件等を定めることを目的としています。

(事務局)

第3条 法人フリーパスのお申込み・お問い合わせを受ける事務局（以下「事務局」といいます。）は、次のとおりとします。

事務局：西武レクリエーション株式会社 販売促進部法人担当

連絡先：04-2926-2901

(入会手続き等)

第4条 入会を希望する法人・団体（以下「法人等」といいます。）は、本利用規約その他当施設に関する規則および当施設の係員の指示を遵守することに同意し、入会を申し込むものとします。

- 2 法人フリーパスは、会員の構成員の福利厚生にご利用いただくものです。営利目的での入会はできません。
- 3 当社は、法人等に対し、会員資格付与の可否を審査します。審査の結果によって、入会をお断りすることがあります。
- 4 入会を希望する法人等は、所定の申込書を事務局に提出します。
- 5 法人等は、申込書を真正に記入するものとします。申込書の必要事項の記入がない場合、または記入事項に虚偽があることが判明した場合には、入会をお断りし、またはすでに付与した会員資格を取り消すことがあります。
- 6 法人フリーパスの追加購入を希望する法人等は、使用開始希望月の前月末日までに事務局へ所定の申込書またはメールで申し込むものとします。
- 7 法人等は、申込書に記載されたお支払予定日までに申込書記載の代金を支払うものとします。
- 8 お支払予定日までに代金のお支払いがない場合は、会員資格を失うものとします。なお、すでに法人フリーパスが発行されている場合は、事務局に直ちにご返

却ください。

- 9 当社は、第13条に定める場合を除き、既にお支払いいただいた代金を払戻しすることはいたしません。
- 10 入会後に法人等の名称、住所等に変更が生じた場合は、書面にて速やかにご通知ください。

(反社会的勢力の排除等)

- 第5条 会員は、会員である期間中、自己が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）でないこと、または反社会的勢力と関係がないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、および自己の役員（取締役、執行役、業務を執行する従業員またはこれらに準ずる者をいいます。）、構成員、関係者等が反社会的勢力の構成員またはその関係者でないことを表明・保証したうえで、入会するものとします。
- 2 会員が前項の表明・保証に違反したと認められる場合は、入会をお断りし、またはすでに付与した会員資格を直ちに取消します。

(利用者)

- 第6条 法人フリーパスを利用できる方（以下「利用者」といいます。）は、次の条件を満たしている方とします。
- (1) 会員の構成員であること。
 - (2) 当利用規約その他の規則を遵守することに同意していること。
 - (3) 反社会的勢力の構成員もしくはその関係者でないこと、または反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと。
 - (4) 入会に先立って、他人に迷惑を及ぼすおそれがある等、当施設が好ましくないと判断する事項がないこと。

(利用者に対する指導)

- 第7条 会員は、利用者に対し、本利用規約等に定める事項について周知し、かつ、遵守させるものとします。

(法人フリーパスの内容)

- 第8条 法人フリーパスの有効期間は、お申込み日にかかわらず、当年4月1日から翌年3月31日までの1年間とします。
- 2 法人フリーパスは、会員に事前に配布します。配布枚数は、会員がお支払いいただく代金により次の2種類としています。
 - (1) 1口につき1年間で600枚

- (2) 1口につき1年間で300枚
※追加販売については100枚単位

(法人フリーパスの利用)

第9条 会員は、法人フリーパスにより、次の利用ができます。

- (1) 西武園ゆうえんち：入園、アトラクション乗り放題
(2) 西武園ゆうえんち・プール（夏期のみ営業）：入場

※特別催事（有料催事）、フィッシングランド、雪の王国、コイン遊戯物等、法人フリーパスでご利用いただけないものがございますので、詳しくは事務局にご確認ください。

- 2 会員は、法人フリーパスを発行する際に、申込書に記載された会員名（会社名・団体名）を必ず記入し、申し込み印または責任者印を捺印してください。なお、未記入のもの、または捺印のないものは使用できません。
- 3 法人フリーパスは、1枚につき1名、有効期間内の1日限り有効とし、有効期間外の利用はできません。
- 4 利用者は、利用日当日、「西武園ゆうえんち」の入口にて、法人フリーパスを提示し、日付印の押印を受けてください。押印がない場合は、利用をお断りすることがあります。
- 5 法人フリーパスは、他人に貸与し、譲渡し、または転売することはできません。また、チケット（金券）ショップ等への転売もかたく禁止いたします。
- 6 前項にかかわらず、会員が福利厚生を法人等の第三者（以下「加盟者」といいます。）に提供する事業を行っている場合、当社は、会員が法人フリーパスを加盟者に限り転売することについて許諾します。ただし、加盟者以外への転売行為、その他当社が不相当と判断する行為があった場合は、当該許諾を取り消す場合がございます。
- 7 法人フリーパスを紛失し、き損し、盗難された場合等、いかなる理由においても再発行はいたしません。
- 8 会員は、善良な管理者の注意をもって、法人フリーパスの管理・発行するものとします。
- 9 利用者は、有効期間内において、法人フリーパスを提示することにより、日付印の有無にかかわらず、次の「ドーム&ゆうえんち割引きっぷ」をお買い求めいただけます。
- ・内容・・・西武線各駅から西武球場前駅までの往復と山口線（レオライナー）内、乗り降り自由の乗車券。
 - ・発売場所・・・西武線各駅（西武球場前、遊園地西、西武遊園地、西武園、小竹向原、多摩川線の各駅を除く）

(注意事項)

第10条 利用者その他お客さまの安全を確保するため、利用者は、次の各号の一に該当するときには、当施設を利用することができません。

- (1) 単独で当施設を利用することができない程度の障がいをお持ちの利用者が、単独でこれらを利用しようとするとき
- (2) 利用者の利用が当施設の安全管理上または運営上不適当であると当社が判断したとき
- 2 前項に定めるほか、当施設では、利用者その他お客さまの安全を確保するため利用制限規程を設け、および係員が指示を行っています。利用者は、これらの規程および指示に従って利用してください。
- 3 当施設の一部は、前項に定めるほか、安全のため年令・身長・利用制限が明示されている場合があります。年令・身長・利用制限に満たない利用者は、利用できません。
- 4 西武園ゆうえんち・プールは、小学生以下の方のみでの入場はできません。必ず保護者（16才以上）の方と一緒にご利用ください。
- 5 運営上の都合により当施設の全部または一部を廃止、変更等することがあります。これらの場合であっても、当社は、会員に対し、代金を返還する等、一切の責任を負わないものとします。

(退場・入場禁止)

第11条 利用者が次の各号の一に該当したときには、当施設への入場を禁止し、または退場していただきます。

- (1) 許可なく当施設内において、物品の売買や営業行為・勧誘行為をしたとき。
- (2) 許可なく商用目的で当施設内を撮影したとき。
- (3) 他の利用者、第三者または当施設の従業員に対する迷惑行為・威嚇行為・暴力行為に及んだとき。
- (4) 他人に危害または不快感を与えるものを当施設内に持ち込もうとしたとき、または持ち込んだとき。
- (5) 反社会的勢力の構成員もしくはその関係者である、または反社会的勢力の支配・影響を受けていると当施設が判断したとき。
- (6) その他、当施設の利用者として不適当であると当施設が判断したとき。
- 2 当施設は、タトゥー・シール・ペイント等をされた方の入場を固くお断りします。万一入場された場合でも退場していただきます。

(定休日および臨時休園等)

第12条 当施設は、休園日を設定しています。また、季節により営業時間が異なりますのでご確認のうえご利用ください(当施設内でも営業日・営業時間が異なる場合があります)。

- 2 当施設は、天候不順、天災地変等または工事・保守整備、点検、施設管理等その他の理由で、予告なく臨時休園し、営業時間を短縮し、または営業の一部休止を行うことがあります。これらの場合であっても、当社は、会員に対し、代金を返還する等、一切の責任を負わないものとします。

(法人フリーパスの終了)

第13条 当施設の営業形態の変更、その他の営業上の事由により、3ヶ月前までに会員に通知することにより法人フリーパスを終了することがあります。この場合、契約期間内の会員には、未経過の契約期間に対応する代金を月割りにしてご返金いたします。

(会員資格の取消)

第14条 会員が次の各号の一に該当したときには、その会員資格を取り消すものとします。

- (1) 当社の名誉を傷つけ、または秩序を乱す行為をしたとき。
- (2) 本会員規約、その他定める規定に違反したとき。
- (3) 支払いを怠り、当社より督促を受けてもなお期日までに支払いのないとき。
- (4) 会員である法人等が解散したとき。
- (5) 処分を相当とする行為があり、当社がそれを決議したとき。
- (6) その他、当施設が会員資格の付与につき不相当であると判断したとき。

(法人フリーパスの返却)

第15条 事由のいかんを問わず、会員が会員資格を失い、もしくは取り消され、または会員資格が終了した場合、すでに発行されている法人フリーパスは、事務局に直ちにご返却ください。

(個人情報の取扱い)

第16条 入会に際して会員が登録した個人情報(以下「個人情報」といいます。)は、西武鉄道株式会社の個人情報保護方針(以下「個人情報保護方針」といいます。)に基づき、当社が利用いたします。

- 2 当施設においては、個人情報保護方針記載の目的に加え、次の目的で個人情報を利用いたします。

- (1) 継続入会時のご連絡
- (2) 当施設に関するイベント情報・会員限定特典情報のお知らせ
- (3) 会員に関するお知らせ

(付則)

第17条 本利用規約に定めた以外の事項が生じた場合は、当社が最良と判断した方法で処理いたします。

- 2 法人フリーパスに関して、会員・利用者・当社間に紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
- 3 代金、法人フリーパスの枚数、取引条件、当施設の利用規程等は、当施設の営業上の都合により変更されることがあります。
- 4 当施設は、予告なく本利用規約を変更することがあり、会員には変更後の最新の利用規約が適用されます。
- 5 前項の場合、当施設内での掲示、ホームページへの掲載等で会員に周知いたします。

改定：2016年12月8日